

## 2008年度比較法研究所共同研究進捗報告

研究テーマ：日本国憲法の改正論議に関する研究

研究組織：西川敏之（研究代表：法学部教授）

宮下 紘（法学部講師）

日本国憲法は、制定後60年を経て、憲法改正に関する論議がますます活発になってきている。この研究においては、改憲論に関する論議について、法律的、政治的両側面から研究しようとするものである。日本国憲法の改憲論については、全面的改憲論、部分的修正論、加憲論、護憲論などさまざまあるが、こうした改憲論議を法律学、政治学など学際的な視点から分析するのがこの研究の主たる目的である。こうした研究を通して、日本国憲法の将来の方向性を見極めようとした。

西川所員の研究関心は、主として改憲論の政治的側面である。まず、日本国憲法の制定過程をたどり、特に、ダグラス・マッカーサー連合軍最高司令官を中心とするアメリカ政府の影響がどのような形で存在し、それが日本国憲法制定過程にどのような反映されたのかを考察した。そして、戦後60年を経た今日、日本国憲法に対する考え方はどのように変化してきているかを調査した。各政党の憲法改正に対する考え方、主要な政治家、政治学者、識者などの憲法改正についての意見、そして世論の動向などを整理・分析を試みた。研究は、まだ道半ばではあるが、The Future of the Japanese Constitution: From the “MacArthur Constitution” to What? という演題で、少し焦点を変えながら、二回にわたって報告を行った。一つは、イギリスの日本学会の日本政治研究会（2009年9月11日）において、もう一つは、アメリカオハイオ州のボールドウィンウォレス大学のConstitution Dayのイベント（2009年9月15日）に招待されて講演を行った。両報告において聴衆からいろいろ質問や指摘を受け、今後の研究の参考にしたい。ボールドウィンウォレ大学で行った講演にもとづいた論説は、本誌に掲載されている。

宮下所員は、法律学（憲法学）の立場から、主として、制限規範的な

憲法の基本原理の観点から、国民の義務をめぐる議論について分析及び検討を行った。本来、人権規定は、対公権力に発動されるものであることから、私人間には適用されないものとして考えられてきたが、国民の義務規定の解釈・創設をめぐり、人権を私人相互間における保護義務としての性格をもたせようとする考え方がある。このような人権のベクトルの向きの転換が、伝統的な人権の性格からどのような問題があるかを検討する。今年度、宮下所員は、本研究テーマに関連して、①憲法理論研究会編『憲法変動と改憲論の諸相』（敬文堂・2008）（「ステイト・アクション法理の根底にあるもの」17-31頁）、②「ステイト・アクション法理の理論構造」一橋法学7巻2号（2008）239-309頁、③「ステイト・アクション法理と社会権」千葉大学法学論集23巻1号（2008）309-326頁、をそれぞれ公表した。（文責：西川敏之）